5　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（(3)並びに(4)②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表（会社計算規則第６１条第１号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記す

(1)　当該会計方針の変更の内容

(2)　当該会計方針の変更の理由

(3)　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(4)　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区分することが困難なときは、②に掲げる事項を除

①　貸借対照表等の主な項目に対する影響額

②　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

③　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6　表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(2)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

(1)　当該表示方法の変更の内容

(2)　当該表示方法の変更の理由

7　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項((3)に掲げる事項に限る。)が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

(2)　当該事業年度に係る貸借対照表等の(1)に掲げる項目に計上した額

(3)　(2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　当該会計上の見積りの変更の内容

(2)　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額

(3)　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

ごびゅう

9　誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

ごびゅう　ごびゅう　ごびゅう

(1)　当該誤謬の内容

(2)　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額